

(趣旨)

第1条 この細則は、体育館内更衣室、シャワー室の使用について必要な事項を定める。

(所管)

第2条 体育館内更衣室、シャワー室の管理ならびに運営に関する業務は学生課の所管とする。

(用途)

第3条 体育館内更衣室、シャワー室は、次の用途に使用する。

- (1) 大学の行事
- (2) 正課体育授業
- (3) 課外体育活動
- (4) 教職員の体育活動
- (5) その他、大学が適当と認める活動

(使用者)

第4条 更衣室、シャワー室を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) 大学が特に許可した者

(使用時間)

第5条 更衣室、シャワー室の使用時間は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 正課体育授業 午前9時から午後5時まで
 - (2) 課外体育活動 午前9時から午後9時まで
 - (3) その他、午前9時から午後9時まで
- 2 大学が必要と認めた時は、使用時間を変更することができる。

(使用手続)

第6条 更衣室、シャワー室の使用手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 正課体育授業で使用する時は、指定された更衣室、シャワー室を使用する。
- (2) 正課体育授業以外で使用するときは、所定の手続きに従って許可を受けなければならない。

(使用休止日)

第7条 更衣室、シャワー室の使用休止日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 大学が定めた日
- 2 大学が必要と認めた時は、使用休止日においての使用を許可することができる。

(使用者の遵守義務)

第8条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 更衣室、シャワー室の設備を無断で変更し、または備品および用具を無断で使用もしくは持ち出ししてはならない。
- (2) 更衣室、シャワー室においては、喫煙および飲食をしてはならない。
- (3) コインロッカーの使用は、当該授業および当該体育活動に必要な最小限の時間都市、当該授業および当該体育活動終了後はコインロッカーを解放しなければならない。(正当な使用時間を超えてコインロッカーに放置されている物品は、大学において、撤去し処分する者とする。)
- (4) コインロッカーの鍵は使用者各自で管理し紛失および盗難に注意しなければならない。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、学長が行うものとする。

附則

2015年(平成27)4月1日より改正施行する。